

保護者様

座間市立ひばりが丘小学校長

感染症発症時の提出書類について

お子さまが次の病気にかかった場合は、学校保健安全法に基づき、その病気が治るまで出席停止の措置をして、病気が広がることを防いでいます。

治癒して登校する際は、感染症の種類により、登校許可証明書または右の登校届を担任へ提出してください。

① 登校許可証明書：感染症にかかった旨を学校に報告し、学校から用紙をもらってください。

(別様式) 市内の医療機関に用紙が設置されている場合もあります。

医療機関から『登校許可証明書(学校提出用)』を受け取り、学校へ提出してください。手数料は市から医療機関にお支払いしますので、保護者の方は窓口で支払わないでください。

② 登校届：必ず診察時に、登校の可否について医師の指示を十分ご確認いただき、保護者の方が記入してください。

医師へ電話等での問い合わせはできませんので、ご承知おきください。

	病名	出席停止期間の基準	書類
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで	①登校許可証明書(別様式) ※医師が記入
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかきふたになるまで	
第二種感染症	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹(三日ばしか)	発しんが消失するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで		
咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで。または医師の指示する日まで		
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	
※その他の感染症	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、等		

キ
リ
ト
リ
線

(学校提出用) ※保護者の方が記入し学校へ提出してください。医療機関の証明は必要ありません。

登校届

病名 _____

医療機関名 _____

出席停止期間 _____ 月 日 ~ _____ 月 日 (_____ 日間)

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合

発症日(症状が出た日) _____ 月 日

解熱日・症状軽快日 _____ 月 日

インフルエンザの型 _____ 型 (不明の場合は空欄)

他への感染のおそれなくなり、_____ 月 _____ 日から登校してよいと医師より指示を受けましたので報告いたします。

年 月 日

座間市立ひばりが丘小学校 _____ 年 _____ 組

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

【登校再開日早見表】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
新型コロナウイルス	★	症状軽快					登校再開		
	★		症状軽快				登校再開		
	★			症状軽快			登校再開		
	★				症状軽快		登校再開		
	★					症状軽快		登校再開	
インフルエンザ	★	解熱					登校再開		
	★		解熱				登校再開		
	★			解熱			登校再開		
	★				解熱			登校再開	
	★					解熱			登校再開



●コロナもインフルエンザもここは同じ●
基本「発症日を0日として5日を経過するまで」

コロナは「かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」
インフルは「かつ解熱後2日を経過するまで」